

午後2時 開会

○司会 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、台風第19号に伴う多摩川浸水被害に関する住民説明会を開催いたします。

私は、司会を務めさせていただきます玉川総合支所地域振興課長の荒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の流れですが、まず、区から今回の被害報告等について説明いたします。区からの説明の後、質疑応答の時間を設けます。質疑応答の進め方につきましては、後ほど説明いたします。また、説明会終了後、午後5時まで個別のご相談をお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

また、本日は記録のため会場の写真撮影や録音をさせていただきます。個人情報保護は法令に基づき適切に管理しますのでご了承ください。なお、場内での録画、録音についてはご遠慮ください。後日、個人情報を保護した上で会議録を公開いたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定をお願いいたします。また、本日は報道機関も取材に入っております。冒頭の区側挨拶のみ撮影を許可しておりますので、ご承知置きください。

それでは最初に、配付資料の確認をさせていただきます。袋の中から書類をお出し願います。まず一番上に次第、これの裏面には本日の区の出席者一覧も掲載されております。ご覧いただき、紹介に替えさせていただきます。次に、住民説明会開催に際してのお願い。それから、右上に資料番号が振ってありますが、資料1から3、それから質問記入用紙、最後にお知らせのチラシといたしまして、「世田谷区がセーフティネット保証4号の適用地域として指定されました」というチラシから、最後の「固定資産税等の減免制度があります！」までの計6枚となります。万一、不足している場合は職員がお持ちしますので、その場でお手を挙げてお待ちください。

それでは初めに、岡田副区長からご挨拶申し上げます。

○副区長 世田谷区副区長の岡田でございます。

本日は台風第19号の住民説明会に、年末のお忙しい中、またお寒い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、まずもって、この度台風第19号で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

すとともに、本日のこの住民説明会が年末の押し迫った時期に開催することになりましたことをお詫び申し上げます。

本日はこの後、台風第19号の被害状況、また各種支援制度、また被害の調査、検証につきましてご説明をさせていただきまして、出席者の皆様からその後、ご質問、ご意見をいただくこととしてございます。

今回の台風第19号では、避難所の開設をはじめ、区の対応につきまして多くの課題があるということをご認識しておりまして、抜本的な対策の見直しに着手をさせていただいております。

また、台風第19号の浸水被害の調査、検証につきましては、今月、学識経験者、国土交通省、東京都、大田区、世田谷区の職員で構成いたします検証委員会を設置いたしまして、今月中に第1回目の検証委員会を開催する予定となっております。検証委員会の検証状況につきましては、地域の皆様にも情報提供をさせていただく予定としてございます。

今後とも、皆様のご意見、ご提案をいただきながら、丁寧に説明をさせていただき、来年の出水期前に、できることから防災対策の強化に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、次第の2. 被害報告等について説明いたします。

○災害対策課長 それでは、被害報告等につきまして、危機管理室災害対策課長の前島よりご報告させていただきます。

この度の台風第19号により被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、説明につきましては座らせていただきましてご説明申し上げます。

お手元に資料1、台風第19号に関する被害状況についてという資料をご用意ください。台風第19号の接近に伴いまして、10月12日から13日の未明にかけて暴風雨となりまして、区内では区役所の第1庁舎におきまして風速計がございまして、瞬間最大風速が35.2メートルを記録しまして、1時間の最大雨量は北沢の雨量観測所におきまして36ミリを記録いたしました。

区における気象情報等につきましては、前日の11日の午後3時46分に発表されました大雨注意報から、12日の午後10時34分に大雨特別警報が発表されるなど、警報等につきまし

ては記載のとおりでございます。

続きまして、多摩川の洪水予報でございますが、多摩川の上流でございます石原水位観測所におきまして水位が6.21メートルに達しまして、当日の午後10時30分には田園調布（上）水位観測所におきまして水位が10.81メートルに達するなど、これまでにない水位を記録いたしました。おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。区の避難情報でございますが、先ほどの多摩川の水位情報などをもとに、早目に避難情報を出すとの災害対策本部の方針に基づきまして、当日の午後2時45分に警戒レベル3の避難情報・高齢者等避難開始という情報を出しまして、午後3時40分にはランクを上げまして、警戒レベル4の避難勧告をそれぞれの記載の地域に発令いたしました。その後、午後6時45分に、警戒レベル4でございますが、避難指示（緊急）というのを玉川の1・3丁目に、続いて、午後7時30分に、その他の地域も含めまして避難指示（緊急）を発令いたしました。

また、土砂災害に関しましても、12日の午後4時15分に記載の土砂災害警戒区域等に対しまして、警戒レベル4の避難勧告を発令いたしました。これらの避難情報につきましては、気象情報や水位の状況など関係機関の情報をもとに、翌日13日の午前4時55分に全てを解除いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。区内の雨量でございますが、烏山で総雨量292ミリを記録するなどの降雨の状況でございますし、先ほど申し上げましたが、風の状況についても記載のとおりでございます。

次に、3の区内の主な被害状況でございますが、区内では特に上野毛、野毛、玉堤、玉川、鎌田、宇奈根、喜多見等の各地区におきまして発生しております。表は災証明の調査の結果による分類となっておりますが、詳細は記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。区内の停電状況でございますが、区内で発生した地域は記載のとおりでございますが、震災した一部の地域におきまして、15日の午後5時46分まで電力の復旧に時間を要したところでございます。

次に、4の区の対応等につきましては、12日の午後11時に区内の27カ所に設置しました避難所を開設しまして、避難者はトータルで5,376人となりました。なお、翌々日の14日の午前10時には全ての避難所を閉鎖いたしました。

次に、5の区の災害対策本部の運営でございますが、台風が接近する2日前の10日木曜日に設置いたしまして、18日金曜日に災害復興本部に移行した上で、災害対策本部を解散いたしました。この間、16回の会議を開催し、主な決定事項につきましては記載のとおり

でございます。

5 ページ以降でございますが、台風第19号の対応をまとめてございます。台風上陸の2日前に災害対策本部を設置いたしまして、区の業務や行事の中止対応、自主避難場所の開設や避難所運営、その増設、避難勧告等の避難情報の発令、浸水被害地域の排水作業等の応急対策業務、被災者支援や施設復旧等の復旧対策業務に取り組んでおります。これらの教訓を生かしまして、今後も起こり得る風水害等に備えまして、災害対策本部体制における取り組みについて検証作業を今後も行い、課題に対して迅速に対応するとともに、マニュアル等の修正にも着手し、区の計画の修正を行っていくなど、地域の防災力の向上に努めて参ります。

なお、資料2の一番最後、29ページに災害時の情報源一覧を掲載しておりますので、ぜひ一度ご確認くださいまして、例えば災害時にはこういう情報源で情報を得るとか、事前にメールを登録しておくなど、ぜひこれを機会にご一読いただきまして、登録・確認作業をしていただくようお願い申し上げます。

台風第19号の被害状況等の御説明については以上でございます。

○司会 続きまして、次第の3、支援制度等について説明いたします。この時間では、主な支援制度について説明させていただきます。

○玉川総合支所地域施設整備担当課長 玉川総合支所地域施設整備担当課長の荒井でございます。

この度、台風第19号による被災をされました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

私からは、世田谷区災害見舞金の支給についてご説明いたします。ここからは着座して失礼させていただきます。

恐れ入ります、お配りしております資料2の5枚目、1ページと書いてあるページをお開きください。2の災害見舞金のところについてご説明を申し上げます。

既にお受け取りいただいた世帯の方もいるかと思いますが、この度の台風第19号で全壊の被害に遭われた世帯の方につきましては、1世帯当たり6万円、床上浸水以上の被害に遭われた方につきましては、1世帯当たり4万円をお見舞金として出させていただきます。なお、単身の世帯の方につきましては、それぞれ4万円、3万円となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をお開きください。今後、該当する世帯の皆様には、年明けに手続に必要な書類をお送りいたします。お手元に届きましたら、お手数ではございますが、必要項目をご記入の上、同封の返信用封筒でご返信いただきますよう

お願いいたします。また、支払い方法につきましては、原則、口座振替とさせていただきますので、ご了承ください。ご不明な点がございましたら、管轄のまちづくりセンターまでお問い合わせをお願いいたします。私からの説明は以上です。

○窓口調整・番号制度担当課長 続きまして、被災者生活再建支援金の支給と災害援護資金貸し付けについてご説明いたします。

私は、世田谷区窓口調整・番号制度担当課長の嶋津と申します。

この度、台風第19号により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

私も、恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、資料2の3ページをご覧ください。7の制度の名称のところがございますが、国の制度、被災者生活再建支援金の支給でございます。こちらの制度は、つい先日、12月18日に、世田谷区が被災者生活再建支援法の適用になったということの発表を受けたところがございます。支援内容は記載のとおりでございますが、台風第19号により居住する住宅が大規模半壊以上、つまり全壊、解体、大規模半壊の被害を受けた世帯に基礎支援金を支給いたします。また、支援内容の2行目の括弧書きにありますとおり、世田谷区から「災害救助法に基づき災証明書」による大規模半壊以上の証明を受けた世帯に支給するものでございます。なお、大規模半壊まではいかず、半壊であっても、やむを得ず解体に至った場合につきましては、基礎支援金の支給対象となります。さらに、基礎支援金のほかに、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための加算支援金を支給いたします。基礎支援金、加算支援金の支給額は、表に記載のとおりでございます。住宅の被害の程度と再建方法、複数世帯か単身世帯かによって、それぞれ支給額が決められております。

申請期間につきましては、令和2年1月10日から令和2年2月28日までをお願いいたします。ただし、建て替え中などで申請期間中に申請が間に合わない場合につきましては、この期間中に受付・お問い合わせ先までお電話をいただきたくお願いいたします。なお、連絡先でございますが、1枚おめくりいただいて4ページでございます。上のほうに記載してございますが、受付・お問い合わせ先のところで、玉川地域にお住まいの方であれば、玉川総合支所地域振興課、砧地域にお住まいの方であれば、砧総合支所地域振興課のそれぞれこちらの電話番号までお願いいたします。

その上に記載の必要書類をご覧ください。必要書類につきましては、現在、東京都や関係機関と調整中でございます。詳細が決まりましたら、区のホームページでのご案内のほ

か、対象世帯、つまり大規模半壊以上の被害を受けた世帯には、個別に郵送で詳しいご案内や申請書等の書類をお送りいたします。その際、返信用封筒を同封いたしますので、申請いただく際は、申請書等の必要書類を郵送で、お住まいの地域の総合支所地域振興課まで送付をお願いいたします。なお、世田谷区から対象世帯に郵送する時期につきましては、1月上旬を予定しております。申請期間開始の1月10日までにお届けできますよう、今準備を進めております。

続きまして、8の東京都の制度、被災者生活再建支援金の支給でございます。こちらの東京都の制度につきましても、さきおととい、12月19日に東京都から詳細の通知が届いたところでございます。こちらの制度は、国の制度の被災者生活再建支援法で対象になっていないところを一部補完するものでございます。こちら、台風第19号により、居住する住宅が半壊の被害を受けた世帯に、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための支援金として支給いたします。また、こちら、世田谷区から、「災害救助法に基づき災証明書」による半壊の証明を受けた世帯に支給するものでございます。なお、先ほど国の制度でも触れましたが、半壊であっても、やむを得ず解体に至った場合につきましては、こちらの制度での対象にはなりません。上記7、3ページの国の制度での対象となります。

基準額については、表に記載のとおりでございます。住宅の被害の程度は、半壊が対象でございます。その上で、再建方法、複数世帯か単身世帯かによって支給額がそれぞれ決められております。ただし、こちらの東京都の制度につきましては、基準額と実際かかった、お支払いされた費用とを比較して、少ないほうの金額となります。

申請期間につきましては、国の制度と同じように、令和2年1月10日から令和2年2月28日まででございます。こちら、建て替え期間中などで申請期間中に申請が間に合わない場合につきましては、この期間にお電話等をいただきたいと思います。お待ちしております。

現在、こちら必要書類につきましては、東京都と詳細を調整中でございます。準備ができましたら区のホームページでのご案内のほか、対象世帯、つまり半壊の被害を受けた世帯に、個別に郵送で詳しいご案内と申請書等の書類をお送りいたします。こちら返信用封筒を同封いたしますので、申請いただく際は必要書類等を郵送で、お住まいの地域の総合支所地域振興課まで送付をお願いいたします。

なお、こちら、国の制度と同様、世田谷区から対象世帯に郵送する時期につきましては、1月上旬を予定しております。申請開始期間の1月10日までにお届けできるよう今

準備をしております。

続きまして、5ページをご覧ください。次に、貸し付けに係る制度をご説明いたします。9、国の制度の災害援護資金の貸付についてご説明いたします。

台風第19号により、おおむね1カ月以上の療養を要する世帯主の負傷、または家財の3分の1以上の損害、住居の半壊以上、つまり全壊、滅失または流失、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯主に対しまして、生活の再建に必要な資金を貸し付けいたします。なお、こちら、世田谷区から、「災害救助法に基づき災証明書」による半壊以上の証明を受けた世帯主に支給するものでございます。なお、貸し付けにつきましては、後ほど出てきますが、所得制限などの審査がございます。

貸付限度額は表の記載のとおりでございます。まずは、世帯主に1カ月以上の負傷があったかどうか。次に、家財の3分の1以上の損害、住居の半壊などの住宅の被害状況によって、それぞれ貸付限度額が決められております。貸付利率、据置期間、償還期間は記載のとおりでございます。また、表の中に括弧書きの金額がございます。こちらにつきましては、被災した住宅を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない、解体しなければいけなくなってしまった、といった場合の限度額でございます。

貸し付けの申請期間につきましては、先ほどの支援金と少し異なりまして、1月10日からではございますが、締め切りが1月31日までをお願いいたします。

次に、貸し付けの対象でございますが、6ページをご覧ください。所得制限が設けられております。昨年の所得が記載の所得以下の方が対象になりますので、ご確認ください。

また、必要書類につきましては、こちら、今、急ぎ準備を進めております。準備ができましたら区のホームページでもご案内いたします。なお、対象世帯、半壊以上の被害を受けた世帯につきましては、個別に郵送で詳しいご案内をお送りするといった準備を進めております。受付・お問い合わせ先は記載のとおりでございます。お住まいの地域の総合支所地域振興課までお願いいたします。

続きまして、10、東京都の制度の災害援護資金の貸付でございます。こちらにつきましては、支援内容と対象のところに記載しておりますが、先ほどの国の制度を受けて、なお貸付金を必要とする場合には、150万円を上限といたしまして、こちらの東京都の制度による貸し付けが受けられます。こちらの申請期間につきましても、先ほどの国の貸し付けと同じ期間でございますが、1月10日から1月31日までをお願いいたします。

必要書類につきましても、今後、区のホームページでのご案内のほか、対象世帯の皆様

に、個別に郵送で詳しいご案内をお送りする予定でございます。私からの説明は以上でございます。

○住宅課長 続きまして、住宅応急修理制度につきましてご説明させていただきます。

この度、災害を受けられた皆様につきましては、心からお見舞い申し上げます。

では、私も着座にてご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。11、制度の名称でございますが、住宅応急修理制度でございます。支援の内容につきましては、日常生活に必要で欠くことのできない部分の修理についてでございます。対象となる修理につきましては、災害救助法に基づきまして、全国一律の基準となっております。日常生活に必要で欠くことのできない部分、例えば居室、台所、トイレなど、必要な最低限の部分の修理が対象となっております。修理の限度額につきましては、「災害救助法に基づき災証明書」の全壊、大規模半壊、半壊の記載がある場合につきましては税込で59万5000円以内、一部損壊は災証明で10%以上20%未満となりますが、税込30万円以内となっております。工事の流れにつきましては、ご申請いただいて、その後、区が直接事業者と応急修理の契約を結ぶ形になりますが、既に契約をお結びになり、工事を依頼している場合には、こちらにご連絡いただければ、応急修理の部分に対しての契約変更をしていただきますけれども、対象となりますので、ご相談いただければと思います。また、工事が終了し、工事費の支払いが終了している場合には対象となりませんので、ご注意ください。対象につきましては、記載の4項目の要件を満たす必要がございます。

申し込みに必要となります資料につきましては、ページをおめくりいただきまして、8ページ上段の部分になりますが、申請書を含め、災証明のコピーなどが必要となります。なお、こちらの制度は、先ほどの4ページ、東京都の被災者生活再建支援金の支給とあわせてご利用が可能となっておりますので、個別にまたご相談いただければと思います。

続きまして、8ページ、12、東京都の支援制度を活用した（仮称）世田谷区令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金につきましてご説明いたします。こちらでも東京都で12月18日に予算化がされまして、20日、先週の金曜日になりますが、補助金の交付要綱が決定してございます。詳細につきましては今現在調整中でございますが、基本的な考え方や対象工事につきましては、災害救助法に基づく応急修理制度と同じとなっております。対象につきましては、災害救助法が適用されない台風第15号、第19号で災害救

助法の対象とならない一部損壊、床下を含めて10%未満の世帯の方が対象となっております。こちらは補助金となっておりますので、限度額につきましては30万円以内となっております。先ほどの住宅応急修理の場合は区で契約等がございますが、こちらの東京都の制度につきましては、契約書、領収書などを確認させていただいた上で補助金として支給するものでございます。今回は台風第15号の方も対象になってございますので、屋根の修理ですとかという部分で災証明の出ている方で、かつ、「災害救助法に基づき災証明書」ではなく、まちづくりセンター等で出されている災証明で対応が可能となっておりますので、ご確認いただければと思います。

申請の期間につきましては、令和元年度内ということで3月をどちらも予定してございます。実際に応急修理につきましては現在もう受け付けをやっておりますので、まずは申請を至急やっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。修理の内容によりましてそれぞれ細かな工事の内容がございますので、住宅課が担当いたしておりますので、ぜひ1回御相談いただければと思います。なお、東京都の部分につきましては、1月以降、下旬に関係の書類と申請書を送らせていただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○司会 続きまして、次第4、浸水被害の調査・検証について説明いたします。

説明に当たりましては、前方のスクリーンを使用しますので、後ほど照明を落とさせていただきます。あらかじめご承知おきください。

○豪雨対策推進担当参事 それでは、台風第19号に伴います多摩川の水位の状況と浸水被害の状況について、豪雨対策推進担当参事の私、桐山からご説明させていただきます。

この度、台風第19号に伴い浸水被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

恐れ入りますけれども、説明につきましては着座でさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、多摩川の水位の状況についてお示しさせていただきます。画面は、大田区田園調布にございます国土交通省田園調布（上）水位観測所で観測しました10月12日から翌13日正午までの水位の変動をお示ししております。12日の16時には氾濫危険水位の8.4メートル、21時20分には計画高水位の10.35メートルを超える水位となりまして、22時30分にピークの水位である10.81メートルに達しております。

こうした中、世田谷区内におきましては、多摩川沿いの多くの地点で浸水が発生しております。まず、宇奈根1・2丁目付近や喜多見1丁目付近では、赤枠内の複数の箇所浸

水が発生しております。また、鎌田1丁目付近の野川沿いでは浸水が発生しております。そして、玉川3丁目付近では、谷川緑道周辺で浸水が発生しております。また、兵庫橋近くの堤防が未整備となっている箇所付近では、多摩川の水が堤防未整備箇所からあふれ出ているところでございます。上野毛2丁目から野川2丁目にかけて付近におきましても浸水が発生しております。玉堤1・2丁目付近では、大田区田園調布4・5丁目付近とあわせまして、広い範囲で浸水が発生しております。

次に、多摩川の排水樋管と排水樋門についてご説明いたします。排水樋管や排水樋門は、どちらも水の流れを制御するための水門でございまして、多摩川の水位が上昇した際に、多摩川の水が市街地に流れ込み、市街地の浸水を防ぐために水門を閉めるものでございます。水門を閉めますと、多摩川の水の流れ込みを防止する一方で、市街地側に雨などが降っている場合においては、水が水門付近にたまることになります。世田谷区内には、国が設置した排水樋管が2ヶ所、東京都が設置した排水樋門が4ヶ所ございます。多摩川の増水時におきますこれらの樋管や樋門の開閉操作につきましては、国や東京都から世田谷区が委託されております。

次に、区内の樋門や樋管を多摩川の上流側から順次見ていきたいと思っております。

一番上流側には、宇奈根2丁目付近に宇奈根排水樋門がございます。これは宇奈根排水樋門の全景写真でございます。宇奈根排水樋門は、堤防を挟みまして、川の中側と住宅地側にそれぞれ水門が1つずつ設けられております。水門の開閉操作につきましては、それぞれ水門の近くにある操作盤やハンドルで行うことになっております。

次に、上流から2番目にある水門としまして、国道246号のバイパスが多摩川を横断する玉川3丁目付近に設けられております谷川排水樋門がございます。さらに下流側の多摩川1丁目の区立玉川福祉作業所付近に設けられています新玉川排水樋管がございます。これは谷川排水樋門の写真です。左上が水門の上部と操作盤が写っている写真で、右下が多摩川に流れ込む状況の写真でございます。こちらは新玉川排水樋管となります。堤防を境にし、住宅地側の浸水状況と多摩川の河川の水位状況に応じまして自動的に水門が開閉するような仕組みになっております。

さらに下流側に設けられている水門としまして、第三京浜が多摩川を横断する付近に下野毛排水樋門がございます。また、さらに下流側の野毛1丁目、玉川2丁目付近の谷沢川との合流部分におきましては玉川排水樋管がございます。そして、さらに下流側の玉堤1丁目付近には等々力排水樋門がございます。こちらが下野毛排水樋門でございます。排水

樋門につきましては、堤防を挟んで住宅地側と河川側にそれぞれ1つずつ、計2門の水門がございますけれども、河川内の水門につきましては、ご覧のとおり、堤防から張り出した栈橋の先端に水門と操作盤がございます。次に、こちらは谷沢川の水を多摩川に放流する場所にあります玉川排水樋管となります。青色の水門の上部に水門操作の部屋が設けられていることが、他の水門と違う特徴となっております。こちらは等々力排水樋門となります。左上の写真でござんのとおり、堤防側から河川内に長く張り出した栈橋の先端のほうに水門と操作盤が設置されているものでございます。こちらは、世田谷区と大田区の境に設けられている上沼部排水樋門でございます。この樋門は、堤防を挟みまして住宅地側と川の中側にそれぞれ1つずつ、計2つの水門がございますけれども、住宅地側の水門には排水ポンプ施設が備えられている特徴がございます。

続きまして、多摩川の水位の上昇と樋門と樋管の操作について、イラストを使ってご説明いたします。

この図は、多摩川に流れ込む河川や下水道、それから水門、そして多摩川の間を多摩川の上流から下流側に向かって見たときの状況を模式化したものでございます。平常時におきましては、河川や下水道の水は多摩川に円滑に流れ込むような状況でございます。多摩川の流域で雨が降りますと、多摩川の水位が上昇することになります。しかし、多摩川の水位が河川や下水道の水位を下回っている場合におきましては、河川や下水道の水は多摩川のほうに排水が十分可能となっているような状況でございます。多摩川の流域で雨がさらに降り続きまして、多摩川の水位が上昇して、多摩川の水位が河川や下水道の水位に近くなりますと、河川や下水の排水が悪くなりまして、水門付近の住宅地に浸水が始まることとなります。さらに多摩川の水位の上昇が続きまして、河川や下水道の水を多摩川に排水できなくなると、その時点で水門の開閉操作を開始することとなります。そして、多摩川の水位が河川や下水道の水位より高くなって、多摩川の水が河川や下水道に流れ込む逆流現象を避けるために水門を閉める形になります。

次に、降った雨が多摩川に排水される際にそれぞれの水門が担っています排水区域につきまして、下水道の告示された区域の資料をもとにお示しいたします。

初めに、宇奈根排水樋門でございますが、これにつきましては、宇奈根雨水幹線という下水道雨水管を通じまして、画面の紫色に着色しました区域の雨水を排水する機能を担っているところでございます。

次に、これは谷川排水樋門です。谷川排水樋門につきましては、谷川雨水幹線という下

水道雨水管を通じまして、画面のだいたい色、ちょっと黄色っぽく見えますけれども、そこに着色した区域のうち、下水道雨水管の整備が完了している区域の雨水の排水を担っておりまして、今ご覧の着色された全体面積の約3割相当の雨水排水を担っているところでございます。

次に、下野毛排水樋門でございますが、この樋門は、下野毛雨水管線という下水道雨水管を通じまして、画面の河川の表示部分を除きます水色に着色しました区域の雨水の排水を担っているものでございます。なお、下水道の区域としては入っておりませんが、斜線で示します区域についても、下野毛排水樋門が雨水の排水を担っている機能がございまして、これにつきましては、お手元に資料はございませんが、画面のほうで確認をお願いいたします。

次に、玉川排水樋管でございますが、これにつきましては、谷沢川を通じまして、画面の水色で着色した区域の雨水の排水を担うとともに、谷戸川、丸子川、谷沢川を通じまして、画面の濃い水色の部分に斜線で表示した区域で、ここの面積の7割相当の雨水の排水を担っておりまして、他の水門と比べてとても広い区域の雨水排水を担っているという状況でございます。さらに下流部には等々力排水樋門がありまして、画面の薄緑色で着色した区域の雨水排水を担っております。さらに下流で、世田谷区と大田区境にあります上沼部排水樋門につきましては、上沼部雨水幹線という下水道雨水管を通じまして、画面の桃色で着色した区域の雨水排水を担っているところでございます。

次に、樋管と樋門の操作状況についてお示しいたします。

画面は、台風第19号が上陸しました10月12日から翌13日の世田谷区内の樋管と樋門の操作状況を示したものでございます。樋管や樋門につきましては、多摩川の水位の上昇の状況などから、画面に示します一覧表記の記載の時間に閉鎖してございます。なお、等々力の排水樋門につきましては、樋門付近の道路冠水や強風、停電によりまして、樋門を閉鎖することができませんでした。

次に、現時点で想定されます浸水被害の主な要因についてお示しして参ります。

まず、二子玉川地区の堤防未整備箇所浸水被害につきましては、堤防未整備箇所において増水した多摩川の水が溢水したこと。宇奈根1・2丁目付近、喜多見1丁目付近、玉川3丁目付近の浸水被害は、宇奈根排水樋門、谷川排水樋門の閉鎖に伴う浸水。鎌田1丁目付近の浸水被害は、多摩川の水位上昇に伴う野川の溢水などが想定されます。また、上野毛2丁目から野毛2丁目付近の浸水被害につきましては、複合的要因が考えられまし

て、下野毛排水樋門の閉鎖に伴う浸水と、多摩川の無堤防箇所ですり込んだ多摩川の水が下水道雨水管に流入しまして、下流側のほうであふれたことなどが想定されます。また、玉堤1・2丁目、大田区田園調布4・5丁目付近の浸水被害につきましては、複合的要因が考えられまして、玉川排水樋管と上沼部排水樋門の閉鎖に伴う浸水のほか、等々力排水樋門を閉鎖できなかったことによりまして、多摩川の水が住宅地に流入した可能性があることと、住宅地に降った雨が多摩川に排水できなかったことなどが想定されます。

それでは、ここで玉川排水樋管の10月12日の午前6時から24時までの10分間ごとの静止画像を連続的に映像化したものをご覧いただきたいと思います。映像時間は2分弱となります。なお、21時以降におきましては観測ができなくなりまして、映像が途切れておりますけれども、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、映像のスタートをお願いします。画面右側のほうに増水の状況がわかる映像でございます。映像の上のほうに日にちとその時点の時間が示されております。6時ごろではまだ増水はそれほどではございませんでしたが、この後、12時過ぎから増水が顕著になり、また、17時40分ごろには画面の左側の護岸の付近まで水位が上がってまいります。多摩川のほうに通じる多摩堤通りの下を抜けるトンネル上部はまだ空間が見られると思えます。これがだんだん水位が上がっていることによって塞がれていくような状況になっていきます。ちょうど今、そのトンネルの上部に達しました。

この後、左側の、自動販売機がちょっと青く見えますけれども、ちょうどこのあたりで浸水が見られます。19時ごろになりますと、明らかな浸水状況が見られるかと思えます。この後、21時になりますと観測できなくなりまして、欠測状況となります。画面がなくなります。ご了承ください。

それでは次に、今ご覧いただきました映像現場付近におきます谷沢川の溢水時の最高水位の痕跡をお示しします。向かって左下の写真につきましては、10月15日に撮影しました玉川排水樋管近くの左岸側の様子でございます。ネットフェンスに増水したときにつきました草や枯れ葉などの跡がついておりまして、護岸の一番上の面から約1メートル10センチほど越水していたことがわかります。また、向かって右下の写真につきましては、同日撮影しました谷沢川と丸子川の合流点付近での写真でございます。滝之橋直上の左岸の様子でございます。こちらにつきましても、ネットフェンスの下のほうに枯れ葉がついていまして、越水時の跡が見られまして、玉川排水樋管のところ、約180メートルありますけれども、この間で溢水が生じたことが推測できます。

最後に、今後の区の当面の対応についてお示しいたします。今後、世田谷区では、庁内に学識経験者ほか、国、東京都、大田区及び当区職員によります浸水被害検証委員会を組織しまして、検証に着手いたします。そして、浸水被害の検証など、関係機関と情報共有しまして、また、国、東京都への要請などに連携して取り組んで参ります。説明は以上でございます。

○司会 それでは、質疑応答について説明いたします。まず、発言されたい方は挙手をお願いいたします。指名は私、司会からさせていただきます。その後、職員がマイクをお持ちいたしますので、指名された方は、お住まいの町名、例えば玉川何丁目の誰々というように町名とお名前をおっしゃってからご発言ください。できるだけ多くの方のご意見をお伺いしたいので、ご発言は1人3分以内でお願いいたします。また、質問し切れない場合、また、個別のご質問等につきましては、お配りの質問記入用紙にご記入の上、帰りに職員にお渡しいただければ、後日、責任を持ってご回答いたします。

それでは、質疑等がある方は挙手をお願いします。

○区民1 玉堤1丁目に居住します●●●と申します。

玉堤1・2丁目、大田区田園調布4・5丁目付近の排水被害の想定要因についてですが、上沼部排水樋門にはポンプが設備されているとのお話でございましたが、このポンプの稼働状況についての記述がございません。これについて、どういう状況かの質問が1つ。それから、等々力排水樋門が閉鎖できなかったことの原因についてお尋ねしたいと思っております。その2点についてお伺いしたいと思っております。

その背景は、この2つの事例によって玉堤1丁目、2丁目が広範に浸水した1つの要因ではないかというふうにも考えられますので、この点の質問は大変重要だと思います。お答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○豪雨対策推進担当参事 それでは、豪雨対策推進担当参事の桐山から、最初の質問についてご回答します。

上沼部排水樋門につきましては、施設の所有者は東京都下水道局となります。ここについているポンプの強制排水については、東京都下水道局で直接職員が対応されているという状況を聞いております。一方で、水門を閉める操作だけは大田区で下水道局から委託を受けて対応していると聞いております。

ポンプによる操作は、私どもで聞いている中では、おおむね大田区の下水道局で対応したのは、大田区の資料では17時ごろで、ポンプについては16時ごろに止まってしまったと。

その後はゲートを全部閉めた上で、多摩堤通りを上越しするような形で、別のポンプで排水をしたと聞いております。

○工事第二課長 等々力排水樋門につきまして、工事二課長の筒井と申しますが、こちらのほうでお答えいたします。

等々力排水樋門につきましては、ご指摘のとおり、私どもでは閉めようとしたんですが、残念ながらたどり着けなかったということで閉めてございません。それは事実でございます。私どもといたしましては、等々力排水樋門のほかに、谷川樋門、玉川のほうと順番に回ってきたところではあったんですが、残念ながらそこまでたどり着けずということで閉めることができなかったということでございます。また、こちらの原因としては、浸水がもう既にやってきたということもございまして、そこまで行けなかったということでございます。以上です。

○区民2 玉川4丁目に住んでおります●●●と申します。

1つは、宇奈根2の25番地に住んでいる方から、今日出られなくなったので聞いてきて欲しいということで言われましたので、避難場所についてなんですが、地区会館とかそういうところに避難させられて、シートの上に座らされて乾パンをもらったと、そういうふうなことを言っているんですが、学校なんかには避難するようにしたらどうかと。それから、避難指示が出たときにはもう雨がすごく降っていて非常に大変だった、もっと早目に言って欲しいと。それから、避難については、町内会と区と相談してやったらどうかということをおっしゃっております。

もう1つは、多摩川の上のほうにダムがありますよね。あれが氾濫したときにはどういうふうに考えているのか、それを聞いてきて欲しいということです。

それから、私の質問ですが、兵庫島に渡るところがありますね。玉川3丁目なんですが、あそこが、水が多摩川からあふれたんです。何であふれたのか、この原因をお聞きしたい。あそこはずっと堤防ができてきて、あそこだけは堤防がつくられていなくて、そのために土のうをたくさんあそこに置いてあった。ところが、その土のうを地域住民に配ってしまった。そのために、水が来たときに土のうを並べただけけれども、それが2段しか並べることができなかった、そういうことを聞いているんです。それがどうしてあふれたのかということです。

それから、この状況の資料1の3ページ、区内の主な被害状況（12月9日（月）現在）と書いてありますが、これは玉川が床上浸水0件、それから床下浸水0件となっているん

です。私が見たところでは、さっき言いました多摩川の兵庫島に渡るところのあれがなく、すぐ近くにある歯医者さん、それから、その隣のマンションの地下の駐車場、ここに水が入ったということを私は見てきておりますので、これがおかしいんじゃないかと思うんです。何を区は見ているんだと。

以上、2点についてお聞かせいただきたい。

○災害対策課長 それでは、災害対策課長より、避難場所、避難所についてのご質問をいただきましたのでご回答させていただきます。

当日は、12日の朝から自主避難場所として8カ所開けてまいりましたが、おっしゃるとおり、地区会館とか小さいところの施設を使って避難場所を設置いたしました。ブルーシートの上に座っていただくような対応をしていたというご指摘もいただきましたが、確かにそのような形でやっている部分もあったというふうに報告を受けております。

今後は、小中学校を含めた地震時の避難所を中心に考えていきたいと思いますが、どこに避難所を設置するかというのは、浸水する被害の生じる可能性があるところもございしますので、そのことを考えて設定をしていきたいと考えております。

あと、避難情報を早いうちに出さないで避難できないじゃないか、雨が降り出してから避難は難しいというようなご指摘もいただいておりますので、避難情報の出し方につきましても、なるべくもう少し早く出せるようにしたいと考えておりますので、そのあたりを来年の出水期までに、今よりも早く出して避難をしていただけるような、そういう避難情報の出し方をしていきたいと考えております。以上です。

○豪雨対策推進担当参事 私からは2点、ダムの件と兵庫島の溢水の件にお答えします。

まず、多摩川のダムの件なんですけれども、小河内ダムというのが多摩川の上流にございます。このダムにつきましては、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、水道水の水資源を確保するためのことを100%の目的としたダムでございまして、位置づけとしては、洪水調整機能を持たせたダムではないというのがまず1つございます。

ただ、実際にどうだったかということでございますけれども、結論から言うと、端的に申し上げますと、洪水に対して、常に被害が軽減できるような操作をしていただいていたというのがございます。というのは、上流から小河内ダムに流入する水の量に対して常に放流する量が少ない状況で対応していただいていたと。ですので、小河内ダムがなかったらもっとすごい洪水が流れてきて、被害がもっと大きかったという状況が想定されます。それが1つでございます。

2つ目としましては、兵庫島のところがあふれた原因ですけれども、これはもう堤防が規定どおりできていないということに尽きるかなと思います。暫定的な高さのものでございますけれども、二子玉川の再開発のあたり、二子玉川公園のあたりから二子玉川駅のちょっと下流の部分については暫定的な堤防ができておりますけれども、今回の兵庫橋のご指摘のところについては、その堤防がまだ全然できていないという状況がありまして、ですので、そちらのほうから水があふれてきた、そういうことでございます。以上でございます。

○防災推進担当副参事 危機管理室副参事の河野と申します。

最後のお問い合わせの、資料の区内の主な被害状況の中でり災証明等の数字が、玉川地域が床上0件、床下0件というのがおかしいのではないかと御質問ですが、これにつきましては、国の基準に基づきましてり災証明の判定が終わりまして、その表の右側のほうにございます一部損壊、半壊、全壊と、こちらに数字を振り分けている関係でこういった表記になっております。ちょっとわかりづらくて申しわけないんですが、ご理解いただきたいと思います。私からは以上です。

○区民2 最後に言われた記録なんですけど、実際、浸水しているわけだよね。それをちゃんと書けばいいじゃない。こっちに入れたからここは書かないなんておかしいじゃない。ちゃんと浸水しているんだから。

それから、浸水した原因なんですけど、確かにあそこは兵庫島に行くために堤防をつくっていないんですね。それはみんなが行きたいからわかるんですよ。そのために土のうをたくさん置いてあった。その土のうをそのとき周りのほうに配っちゃって置いていなかった、2段しか積むことができなかった。近隣の人が、水が来たから積みに行ったらなかったと言っているんですよ。それはどうなんだと聞いているんですよ。

○防災推進担当副参事 それではまず、最初のご質問のり災証明等に基づく表記でございますが、り災証明の判定も終わっていない関係からこういった表記にしておりますけれども、表記は今後、皆様にわかりやすいようなものを検討していきたいと思っております。以上です。

○司会 要は、一部損壊と半壊のところに床上浸水が含まれているという理解でよろしいですよ。

○豪雨対策推進担当参事 土のうにつきましては、10月9日水曜日のころから確認、チェックで、体制を整えて動いてはいたところでございます。全部でストック分も含めて1万

5000袋を使ったという形になります。ちなみに、昨年度は一年で使用した土のうが5000袋で、今年の台風第15号のときは1000袋使ったような状況がございます。ご指摘いただいたように、今回、土のうが不足したというのは事実でございますので、今後、今回のことも踏まえまして、土のうの備蓄、充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○区民3 私は大田区田園調布5丁目に住んでいる●●●と申します。私からは、もう質問をしてもなかなかいい回答が得られないので、私が今まで気がついたことで疑問に思う点などをお話しさせていただけたらと思います。

今回の台風で、国土交通省が管理する7つの水位観測所があるんですが、そのうちの5つで過去最高を迎えています。残りの2つについては過去で2番目なんです。そういった事実を余り伝えがらないので、正直に申し上げます。そして、荒川や江戸川なんかの場合は、いろんな治水施設が機能していますから、そこまでの被害はなかったんです。この流域は1時間に30ミリ程度の雨しか降っていないにもかかわらず、何でこんなに水位の上昇を招いたか、やはり不思議だと思うんです。これはずばり、小河内ダムの放流が前日にあった、1秒当たり最大で760立米。入ってくる水が1076立米ぐらいだったと聞いているんですが、ピークカットをして減らしたと言っています。ですが、実際、荒川水系のダムなど、5つぐらいありますけれども、既に5日ぐらい前から放流を開始しておりまして、当日には貯水機能を持たせるような機能が働いていたと言われていています。つまり、入ってくる水の大半、7割近くを小河内ダムは多摩川に流していた。他方で、荒川水系のダムはほとんどの水をためるように動いていたんです。

そして、この地域というのは、下水道幹線に関しては整備率が3割と非常に低いんです。そして、自然排水区といって、ポンプなどの動力を使わなくても自然に流せる地域なんです。ところが、それにもかかわらずこのような事態が生じてしまったんです。その原因として言われているのが、先ほどの幹線です。これが川に刺さっているわけなんです。この傾斜が緩いと水は流れにくくなって、すぐに住宅地に水が上がってきてしまいます。ですので、法律には河川管理施設等構造令という法律がちゃんとあります。これは昭和51年に決められた法律なんです。水門、樋門というところで第6章に書かれています。そこには、計画高水位までは洪水の流下を妨げない構造とするようにとちゃんと書かれています。ところが、狛江、調布、そして田園調布にかけて、東岸と西岸で何でこんなに被害が集中しているんでしょうか。

これはずばり、樋門の設計が間違っているんです。基準に合っていないんですよ。そう

いったことを皆さんは指摘しないんです。それを容認してきているんです。実際、国土交通省では、これに関しては水保全局とか治水課の人たちは、正直言うと本川のことしか考えてないんです。多摩川さえ越水したり氾濫しなければいいと思っている。つまり、支川なんかは氾濫してもしょうがないと思っているんです。だから、この法律を非常に限定的に解釈して、これをちゃんと運用していないんです。他方で、国土事業局等の局の方は、全くこれと見解を異にしまして、新しいマニュアルをつくって、ゲートポンプなどの安全な操作要領を設けて、既に事務連絡という形で遵守するように伝えているんですが、実際そうはなっていないんです。

実際、丸子川や谷沢川は一級河川になっていまして、一級河川という表示を見たことがないと思うんですよ。一級河川というのは、河川法の適用を受けて、堤防のところから20メートルぐらいの建築物に関しては許可が必要で、地下に水が入らないようにしなきゃいけないとか、指導も行わないといけない、そういうようなところなんです。

ですので、今説明されている資料には法律のこととかそういったことは一切触れていないです。あなた方は公務員として法令を遵守しなきゃいけない。でなければ、懲戒などの処分を受けるんです。ですから、私は基本的に被害に遭った人たちに対して嘘をついたり傷つけるようなこともして欲しくないんです。実際、今回被害に遭った地域では、谷沢川、丸子川の分水路の計画だとか、上沼部排水樋門の雨水幹線工事があります。前者に関して190億円、後者に対して20億円の工事費が捧げられているんですが、出口の部分が水がはけにくい状況だったら、手前の部分に幾ら幹線を太くしても水なんか流れっこないんですよ。そういった整備に不備があるにもかかわらず押し進めても治水対策なんかできないんです。

だから、私のほうでは何も記載ができないので、例えば、これが吐け口として、普通はここから流れるとする。ここに樋門があったとすると、例えばちょっとでも上に上がるような形で、潜望鏡のような形で水が流れるような設計ができないかとか、いろんな方に話しています。冬休みに自分で実験してみようかとも思います。例えば、おとといも川崎市の話聞いてきましたけれども、平瀬川の合流地点には砂がいっぱいたまる、橋げたがぶつかっていると聞いています。じゃあ、皆さん、自分で水利実験じゃないけれども、家でやってみたらいいと思います。もしかして、やっぱりそこで橋みたいなものがあるとぶつかるかもわからない。調布、狛江あたりから丸子橋まで橋がいっぱいあるんですよ。今回、谷沢川の分水路のところには、目黒通りを延伸して等々力大橋をつくらうとしている

じゃないですか。そうやって橋をつくっていったときに、どんなことになるかと思いませんか。そういった意味で、私自身は基本的に、今まで考えられていることとか、いかに治水政策が間違っていたかということ、調べるごとに非常に痛感しているんですよ。

ですから、あなた方も公務員として人のために尽くしたいと思って働いているのであれば、間違いを認めて謝罪した上で、別に補償のところまで求めなくても、新しいところへ一歩前に進んでいきましょうよ。多摩川水系の問題は、世田谷区だけの問題じゃないんですよ。全体なんです。河川管理者は、下流から61キロは国土交通省、61キロより上は東京都なんだけれども、東京都の利己的なダムの放水をみんな容認しているんですよ。あのダムは利水ダムではあるんだけれども、東京都の水がめですが、依存率はたったの2割なんです。8割の水を利根川からとっているんです。思いっきり水位を下げても、東京都民は何も困らないんですよ。東京都の上水道局と下水道局は、結果的には私たちを痛めているんです。ここにどこかに隠れているのかもわからないけれども、そういうものを認識した上で前に進まない限りは、来年の台風シーズンには絶対水害が発生すると思うので、そういった現状認識を踏まえて次の対応を考えていただきたいをお願いします。

○土木部長 私は土木部長の関根と申します。今ご質問いただいた件について、私からお答えさせていただきます。

まず、今回の台風19号によりまして被災された方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

今、特に御指摘いただいたことで私が一番感じたのは、まず多摩川とか下水とか谷沢川とか、そのほかいろんな施設もございますけれども、多摩川は国であったり、下水道は東京都下水道局、谷沢川は東京都建設局、私ども地元の自治体として世田谷区、樋門や樋管の操作については国や下水道局から私ども世田谷区が委託を受けて職員が操作している。確かにいろんな団体、国、都、区がございまして、その連携が一番大事ななと思っております。

今回の被災を受けまして、私ども世田谷区としましては、例えば国土交通省に対しましてさまざまな要望もしております。多摩川の無堤防の箇所につきましては、堤防を一刻も早く整備するよう、また、暫定堤防につきましては、あくまでも暫定の高さでございまして、これ以上水位が上がると越水してしまう可能性がありますので、その一刻も早い整備。また、下水道局に対しましては、先ほどご説明もさせていただきましたとおり、樋門の閉鎖ができなかった。これは写真でもご覧いただきましたとおり、川の上にせり出した

先に人が行って操作しないとならないような状況、そこに行くまでもなかなかたどり着けない状況、こういうことがございますので、例えば自動で開閉するとか遠隔操作するとか、さまざまなことがございまして、こういうものを国、東京都と連携しながらしっかりと取り組んでいかないといけないということを、今、ご指摘いただいた中でも心に特に思ったところでございます。

実際問題としまして、この辺でいいますと大田区であるとか、川崎、これは多摩川の今回の被災を受けた自治体でございますので、この3自治体で連携しながら国に対して要望を今後もしていくということ。また、大田区とは、今の田園調布ということでございますので、玉堤、それと田園調布4・5丁目にかけての一带の浸水については、やはり大田区ともしっかりと連携して、これまでも情報交換を十分しております。あとは、樋門、樋管については、樋門の設計に誤りがあるんじゃないかというご指摘もいただいたところでございますが、そういうところも下水道の管理者である下水道局などと連携して今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、1つの水害に対して、国、東京都、区ということで、いろんな主体があるという中で、あっちだこっちだとなっちゃっていることは非常によくないことですので、この点、私ども地元の自治体として心にとどめながら今後取り組んでまいります。以上です。

○区民4 私は玉川1丁目に住んでいる●●●と言います。

今日、国交省が見えていないようなんですけれども、多摩川の水防、防災について非常に詳しい人が本日来られないということで、短いけれども文章を書いたので、それを私に提案というか紹介してもらいたいということで、紹介させていただきます。

1つは、今後の水害防止のため、次の3点を切望する。1、河川管理は本来、河床管理であるべきである。左右の堤防の中全体が河川である。ところが、流水域と高水域とを区別して高水域を土盛りし、平地として公園、グラウンド、ゴルフ場などに使用しているが、気象の変化が恐れられる今、あり方を考えなければならない。沿岸の開発により少なくなる緑を河川に求めるのは間違いである。河川内の木を切ってしまうと自然保護の点で問題であるとの意見もあるようだが、多摩川の自然は石河原なのだ。兵庫島の歌碑にもあるように、若山牧水も「多摩川の砂にたんぽぽ咲くころは」と歌っているではないか。石河原の砂利の間からツキミソウが咲いていたり、砂にタンポポが咲く石河原が多摩川の自然である。兵庫島にしても、河原の中に緑の島があるからこそ価値があるので、先人たち

も護岸等を努力して守ってきたのだ。それを公園化のために土盛りして木を植えたりするのは自然保護とは言えない。流水に支障を来すだけである。グラウンド等も同様、ネット、植え込み等、流水を妨げるもの、いっぱいである。グラウンドや遊歩道にするなどは言わないが、もっと低く流水に近い高さにすべきである。そうすると手入れが大変で金がかかるとの意見もあろうが、それは利用者の努力、協力が必要だから別に考えるべきで、河川の使命は水を流すことが一番である。河川の流水能力は河川断面と流水速度との積であるが、断面積を大きくするために高水敷を低くしなければならない。そして、流水に支障を来すものをなくして、流水速度を妨げずに洪水時の水位が下がるよう、河川の持っている能力をフルに活用すべきである。少なくとも、各地点の床高を定め、それを上回った分を削って床高を維持すべきである。各地点の床高は、流水域のみでなく高水敷も含めての河川断面とするべきである。

2番、兩岸の堤防が内水氾濫を招く結果にならないために、堤防に沿わせて道路等を利用して太い放水管を埋設し、丸子の潮どめより下流に放流するべきである。内水氾濫は堤防では防げない。急務である。

3、ダムはそれぞれの目的があってつくられたものであるが、川をせき止めて川につくれば、それは川の一部である。気象衛星で上から見て予報する時代になったのだから、水利権にとらわれずに、治水第一に考えてよい。いや、治水第一でなければならない。不幸にして放水後の雨量が十分でない結果になっても、滞った水をあらかじめ定められた比率で分ければよいではないか。しかし、これは法律の問題なので、役所の頑張りを期待したい。これも急務である。玉川1丁目●●●ということになっています。

一言しゃべらせていただくと、私は19号の当日の玉川1の9の番地先の土手に上がって、午後8時ごろ、川を見たんですが、それはすさまじいものでした。そのときに制服みたいな黒い服を着た2人連れに強引に止められたんですけども、早く降りてくださいと言われて、そのときにダムが放流したら大変ですよと言われたんです。ここまで増水があった上にダムが放流ということはあり得るのかと思って、それは私の質問です。以上です。

○土木部長 では、私からお答え申し上げます。

1点目から3点目というのは、お話しいただいたことを受けたということによろしいのでしょうか。今回、録音もさせていただいていますので、後ほどしっかりと文面に起こしまして、回答なり対応させていただきます。

質問ということで、ダムの放流でございますが、先ほどもダムの件についてお答えしているんですけれども、今回の台風では、数字で申しますと、雨が降っている間、小河内ダムでは、上流から入ってきた水を毎秒300立方メートル前後減らして放流しているということで、雨の間はダムでちょっとずつですけれどもためていった。ちょっとという表現がいいのかどうかわかりませんが、今回の多摩川の洪水に対しては、小河内ダムはプラスの方向で作用していたというふうに私どもは認識してございます。これで答えになっていますでしょうか。

○区民5 雨量に対してどのぐらいなのかということが全然説明がないじゃないか。小河内ダムというのは給水比20%しかないんだよ。よくそういう嘘をつけるね。

○区民6 玉川1丁目の●●●です。

先ほどご質問された方に私は大賛成なんですけれども、私は1丁目で川沿いに住んでおります。川のことは、住んでいる以上、注意して、今回の水位は、私のところで過去の最高よりも2メートル上がっているんです。上流の石原ですと約70センチしか上がってないんです。今日、いろいろ水害のお話がありましたけれども、全ては本流の水位が2メートルも上がったことから発生しているということなんです。

なぜこうなっているかということなんですけれども、多摩川の下流域というのは3つの堰があります。田園調布の堰、その上に狛江の堰があつて、これが前に狛江の大水害という、その原因になった堰です。その上に石原の堰があつて、3つの堰があつて、上の2つが改造されました。特に石原堰は2012年に改造されて、堰が4メートル15センチあったのが1メートル60センチまで下げられるようになっているんです。つい最近です。狛江の堰も、今回は15号台風で実は倒されていて全壊になっていたんです。上流の石原堰も、これは下げられたということは国交省は言っているんですけれども、何メートルまで下げたかという数値までは公開されていません。

ただ、これでご想像いただけるとおり、もちろん大きな水量が上で降ったということは事実なんですけれども、堰を2つ倒しておいて、一番下の田園調布の堰がある状態で大量の水が上から流れてきたら何が起きるかというのは御想像できますよね。下流側で水が滞留して2メートルも上がったんですよ。上はそんなに滞留していないから下がっている。流水が上がったんですよ。速度が上がったんですよ。そういうことが起こって、こういう今回の現象があるということです。私は住んでいるから、これが終わった途端にこの現象は何か変だと思って、区の方とか国交省とかにずっと説明してきたんですけど、実は私

の意見を聞いてくれない。

今回初めてこういう席でお話しさせていただきますけれども、ここのところをよく検証しないと、また同じことが起こりますよ。ぜひとも再発防止のために、ここのところをもう1回よく検証していただきたいというお願いです。よろしくお願いします。

○土木部長 今、お願いということではございますが、今のご質問は多摩川のお話ということで理解してよろしいでしょうか。今回、私ども世田谷区としましても、台風以降、国土交通省の担当の関東地方整備局の、鶴見にあります京浜河川事務所というところと、毎日とは言いませんが、かなりの頻度で我々も連携をとって情報交換しておりまして、国土交通省でも先日ちょっと説明を受けてはいるんですけれども、今回の多摩川の増水による洪水被害を大変重く受けとめておりまして、多摩川は小河内ダムの上流のほうからずっと下流までございますので、国でも、例えば今回の台風での水が流れる量であるとか河床の変化とか、そういうものをしっかりと調査して行って、今後の対策につなげていくということで聞いてございます。

実際、多摩川の計画といたしましては、多摩川水系河川整備計画という計画がございまして、この中で流す量とかそういうのが決まっているということなんですけれども、そういうものについても場合によっては見直していく、流す量をふやすとか、そんなところもこの先考える、そのようなことも聞いてございます。以上でよろしいでしょうか。

○区民7 玉川3丁目に住宅を所有する者なんですが、今回、床下浸水しまして、以前から下水とか排水のところがあふれていたのを行政に何度か近隣で問いかけていたんですが、そのことを見過ごされてきた結果、今回は内水氾濫みたいな感じで床下浸水になりました。遊歩道のところの処理がどうなっているのかということと、遊歩道のところの側溝みたいなものが見せかけだけの側溝になっているんですよ。流れの行き場のない側溝の処理についてどうお考えかお聞きしたいんですけれども。

○工事第二課長 工事二課の筒井と申します。

先ほどのお話ですが、谷川のほうの樋門を閉じたことにより内水被害が発生したということは間違いないと私どもは思っております、その脇にございます側溝等、こちらについてどのような系統で流れてくるかということにつきましては、今後検証して参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○区民7 今まで流れていた川を遊歩道に変えたときにどういう処理をされたか聞きたいんです。雨水がほとんど川に流れていたのが結局流れなくなって、内水氾濫みたいな部分

と、下水のところの処理がきちんとされていないなということを伺いたいんですけれども、もう少し大きい声でお願いします。

○土木部長 では、私からお答え申し上げます。

今のご質問は谷川緑道のところの話だと思うんですけれども、谷川緑道の下には、先ほどスライドもございましたが、谷川雨水幹線という下水道、これは下水といいましても雨のみを流す下水道になっておりまして、これがちょうど今、赤いポインターのあたりです。こちら辺にお住まいだと思うんですけれども、これは今、下水の幹線を整備している段階なんですけれども、今回の被害は緑道を整備したとか下水道とかではなくて、あくまでも原因は谷川の排水樋門をやむを得ず閉鎖したことによって、谷川幹線の雨水が多摩川に排水できずにたまってしまった、これが原因でございます。これまでも何回か浸水ということ、被害も私どもは把握してございますけれども、これまでの浸水被害は今回と異なりまして、多分、夏場の集中豪雨の際に極端に雨が降って、それが下水道管に入り切らずに浸水してしまったということだと考えてございます。そういうことで、これまでの浸水被害と今回の浸水被害の状況がちょっと異なるということでご理解いただきたく存じます。以上です。

○区民8 隣町の●●●と申します。

実は、うちの町会も被害は大変多いところなんです。野川、仙川、挟まれているんです。平成17年9月4日のときは氾濫が起きました。なぜかという、仙川の水が鉄砲水で来るんですよ。それで、野川に流れる水が——橋脚のあったところなんですよ——流れていかないんです。もうたまってたまって、役所の人たちも経験のある方は知っていると思いますけれども、町内の中はもう水浸し。床上、畳を上げたりで大変でした。19号のときも、とりとめのない話になりますけれども、避難もそうでしたよね。早目に避難しました。砧総合支所からの連絡ですぐに避難してくれということで、すぐに避難させていただきました。避難のときなんですけれども、放送も聞きづらいので、うちの町会は避難マップというのをつくっているんです。危ないときはこういうふう逃げようかということで、マップを見ながら皆さんで避難しています。避難はいいんですけれども、今回初めて駒澤大学玉川キャンパスのほうに避難した方はかなり多かったです。1300名ぐらいかな。あとは、砧南中学校は350名ぐらい。これも全部私どもの防災部のほうで張り詰めてカウンターをとって調べた人数でございます。そういうことで、避難するには自分たちもやっぱり役所のことだけで対応するんじゃなく、いかに大事な命なのかということが一番考

えなきゃだめだなと。

それと1つに、地震のときになれば、喜多見中学校だとか砧南小学校、地震のときじゃなければ避難できないんだと。これはおかしいんじゃないかなと思うんですよ。避難するのは、うちのほうは瀬田中にも避難しましたし、いろんなところに、ライズのほうにも電話して、防災部のほうで避難できませんかということでいろいろ電話しました。役所のほうももう少し本腰を入れて、避難場所とか、こういうところに避難すればいいよということを経験して、今後しっかりと検証してもらいたい。

それと、今回、野川がかなりの水になりまして、排水ポンプが東京都のほうも世田谷区のほうも、あそこは使っていないのでいいんだよというようなことを言われました。水道橋からちょっと下流のところなんですけれども、そのポンプ小屋のところは全部鍵がかかっています。鍵がかかっているから中に入れられない。成城消防団第五分団の1部、2部、3部が出動しまして、そのフェンスを乗り越えて、うちの町会の住民たちもバルブを締めたんですよ。そのフェンスを乗り越えるときにけがしたり、それを3人から4人でやらなければ、さびついてどうしようもなく、バルブを締めたらば一気に水がなくなりました。その後どうするか。消防団の1部、2部、3部、ポンプを持ってきて、全部野川に排水しました。みるみる間に水がなくなりました。床下・床上浸水の、1隊だけはまだ稼働してまして、吸水管を投入し、それで野川に全部流したということで本当に消防団は大変頑張りました。2機は白煙を出してだめになりました。

そういうこともあるものだから、私どもの町というのは、本当に多摩川と仙川と野川に挟まれている地域なんです。ご存じだと思いますけれども、あそこにみんなは住みたいというので住んでいるんですよ。そこは被害を受けてどこへ行くんだということを心配かけさせないような、世田谷区でももう少し考えていただきたい。

それとあと、吉沢橋のところが溢水しました。それで今回も補修していただきまして、助かりましたけれども、今後、このようなことになると、住民も安心安全のため住んでいるので、役所のほうももう少し真面目に考えてもらいたいというか、真面目に考えているんだらうけれども、もう少し力を入れてもらいたいなというのは考えてございます。以上です。

○災害対策課長 災害対策課長の前島から、避難所等のお話もいただきましたのでお話しさせていただきます。

避難所につきましては、ご指摘のとおり、駒澤大学の玉川キャンパスであったり、砧南

中も含めて、かなりの数の区民の皆様が避難されたというふうにもこちらでも把握しているところでございます。避難所の選定の仕方につきましては、今回の被害を含めた状況を踏まえて、浸水想定区域内に設けることについては、今後については困難かと思っています。その上で、発生するであろう被害とかその状況についても丁寧にご説明させていただきながら、避難所の選定については、わかりやすく表示するなど、今後も避難所の確保、また、新たな避難所の拡充についても改めて取り組んでまいります。今後の避難所の選定、周知に当たっては、その説明について皆様方におかれましても把握していただきまして、水害時の避難所の情報発信、そういったものも当日も含めて確認いただき、ご理解、ご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

○土木部長　その他の部分について、状況説明も含めてお答えさせていただきます。

まず、当日、消防団の皆様におかれまして、水防活動に取り組んでいただいたことに本当に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず、平成17年9月4日に大規模な浸水があったということでございます。確かにこのとき、私も記憶しておりますけれども、今でいう線状降水帯によって集中的な雨が降って、野川、仙川の鎌田付近の一带で大規模な浸水が発生してございます。また、今回も浸水が発生しているということでございますが、今回は野川、仙川の部分で浸水が発生したのは、あくまでも多摩川が増水したということが原因でございまして、テレビでも最近聞きますけれども、バックウォーター現象ということで、多摩川の水が上がることによって、野川の水が排水できずに、それが上流のほうで浸水してしまったという状況でございます。また、吉沢橋におかれましても、おわかりいただける方は現地を見ていらっしゃると思うんですけれども、橋の欄干のところにパネルをつけて、欄干から水が上がっても漏水しないように、溢水しないように工夫されております。ただ、これもまだまだ完全じゃないところがございまして、河川を管理している東京都第二建設事務所にも私どもとして強く申し入れてまいります。

そのほかのポンプの件でございますが、ポンプは確かに東京都下水道局の管理でございますけれども、現在は稼働を停止しているということで把握しております。この理由としましては、周辺の下水の雨水管が整備されたということに起因すると理解してございますけれども、今回の被害を踏まえまして、改めて今後のポンプのあり方について東京都に対応してまいります。以上でございます。

○区民8　だめだよそれじゃあ。バルブを開けてあるから、野川の水が全部中に入ってき

ちゃったの。それで、みんなでバルブを締めたんですよ。あれだけの雨水、汚水、風雨が強くて、そういうときには必ず東京都のほうでもバルブを締めなきゃだめでしょう。そのバルブの場所がフェンスで全部囲って鍵をかけてある。そんなの、おかしくないですか。そのフェンスを乗り越えて締めたんだから。多摩川の水が多いからそうなったんだとか、そんなのは違うよ。バルブを締めたら何で水が一気に引いたんですか。バルブを開けっ放しだからでしょう。違いますか。

そこのところをよく考えてもらいたいということと、また、未曾有だとか100年に1回だとか、そんな言葉に惑わされたらどうしようもないよ。今後、こういうことはあり得ることなから、今住んでいる人たちのことを思えば、そんなことをそうですかと俺は持ち帰らないからね。その返事をちゃんと聞きたい。バルブは何で開けっ放しにしてあったんだと。町内の中を全部整備されたからいいというものじゃないだろう。バルブをあけていたら逆流するのは当たり前のことでしょう。野川は氾濫していないんだよ。流れているんだよ。そこのところをちゃんと説明してもらいたいな。

○土木部長 では、私からお答えいたします。

大変恐縮でございますが、ポンプ施設について、実は鍵を含めて、私ども世田谷区で持っておりません。これは東京都下水道局で今管理しているということでございます。ただ、開いていて逆流したということについて、しっかりと原因究明、これは東京都下水道局に申し入れしてまいります。これで答えになっていないかと思うんですけれども、今実際そういう状況でございます。いずれにしましても、今回被害があったのは事実でございますので、私ども世田谷区としても、そのように考えて今後取り組んでまいります。以上でございます。

○区民9 玉川3丁目の●●●と申します。いまだに堤防未整備地域があるというのは信じられません。国交省も何度か公聴会をやっていますけれども、早急に予算措置を講じて堤防をつくっていただきたい。これが第一です。

それから、今回のことに関して言うと、12日の11時ごろに兵庫橋を世田谷区が閉鎖しました。これがそのときの写真です。この箇所ですね。兵庫橋を閉鎖しました。東京都の職員が2人いました。11時過ぎです。私はこの段階で、堤防の未整備箇所に土のうを積んでほしいと彼らに訴えました。しかし、彼らはできないと言って、電話はしましたけれども、何も措置を講じませんでした。名前も今、私は覚えています。責任者の名前を聞いています。後で必要があればお知らせします。ただ、車のナンバーは△△△△です。この2

人の職員の方が兵庫橋の閉鎖をしました。しかし、土のうは積みませんでした。その結果、ここから溢水して、この手前の歯医者さんが埋没しました。数億円の被害が出たと聞いています。これは人為的なミス、あるいは行政の不作為です。ここで川を茫然と見ているんですよ。こんなことがあってはいけません。この責任を明らかにして欲しい。それから、早急に今後の対策を立てて欲しい。これが私の要望です。

○区民10 同じ質問なので一緒をお願いしてもいいですか。上用賀の●●●と言います。

質問に対する答えが理解できないので、今の質問と一緒にお願いしたいんですけれども。土のうをいつ積むことになっていたのか、誰がどの段階で積むことになっていたのか決まっていたのかどうかというのが知りたいです。

それから、一番最初に等々力排水のことを質問なさった方へのそれに対する説明で、ほかのところを閉めていって、最終的に等々力まで行ったらば、もう周りが冠水していて閉められなかったという説明だったと思うんですけれども、それは例えば順番が違ったら閉められたという意味なのか、つまり、人手が足りなかったという意味でおっしゃっているのかどうか知りたいです。

それから、質問ではないんですが、数日前に二子玉川のまちづくりセンターで行われた防災塾で、講師の方が見せてくださった土のうの積み方というスライドを私は初めて見たんですが、自衛隊のやっている土のうの積み方というので、先ほど映っていたような袋をぼんぼんぼんと並べていくようなものではなくて、平らな板というか棒を使ってきっちり固めながら、四角い本当に石垣みたいな形で作られていく動画が自衛隊の防災というので出てくるそうです。もし今パソコンで映せるんだったらば、こんなにたくさんの方がいるんだから見せてほしいと思っています。以上です。

○土木部長 では、私からお答えさせていただきます。

繰り返しの部分もございますが、当日、まず、堤防未整備の場所についての土のうでございませけれども、土のう全体としては、先ほどお答えしましたとおり、9日から準備を始めまして、全部で1万5000袋用意しております。世田谷区の場合、土のうについては、主にまず土のうステーションというのが区外54カ所にございまして、これは一般の皆さんの御家庭で浸水、家の中に水が入らないようにということで土のうをお配りしているものでございます。これが各1カ所に大体100個入りまして、常時、区内全体で5000個ほどお配りできるようになっております。

今回、9日から準備を始めた後、10日、11日、12日は土曜日なんですけれども、全部で

1万5000個出て、土のうをほぼ皆さんにお配りしてしまった状況でございます。12日も土のうをつくるように手配はしていたんですけれども、いかんせん台風当日でございますので、いろんな建材屋さんを含めて全て閉鎖ということで、それで中に入れる砂が手配できなかったというのが実際のところでございます。そのところで、土のうが余計に用意できなかった、それ以上に用意できなかったということでございまして……。

○区民10 今、私の質問に対して答えてくださっているんだと思うんですが、私の言葉が足りなくて申し訳なかったんですけれども、私が質問したかったのは、兵庫島の堤防がないところに土のうを積むようになっていたのは、いつ、どの段階で、誰が積むことになっていたのか決まっていたのだったら教えてくださいという、兵庫島に関する質問です。

○土木部長 先ほど、最初にご質問いただいた方もいらっしゃいますので、その方への説明も含めてということでございます。

そういう段階の中で多摩川の水位が上がってきたということで、土のうを積むように手配したんですけれども、世田谷区内全体で土のうがほとんどなくなっていたと。また、東京都であるとか国土交通省にも土のうの手配を要請しておったんですけれども、実際、手配できずに、多摩川の今回溢水した場所ですけれども、土のうを積んだのは全部で300個でございます。

あと、兵庫橋の閉鎖につきましては、これは先ほど車両のナンバーもお話しいただいたと思いますが、後でお話を伺えたらと存じます。

土のうの積み方については、自衛隊の積み方ということでの方法もご覧いただいたということで、確かにさまざまな積み方がございます。あそこの場所は、下がアスファルト舗装でございまして、通常、土のうをある程度積んでいきますと崩れそうになったりするので、くいを刺すとか、ブルーシートで囲うとか、そういうことをやっているんですけれども、今回はそこに至るまで積むことができなかったということでございます。今後でございまして、今、通常の河川利用をしている中ではスロープがあったり階段があったりするんですけれども、どのような方法で止水をしていくかについて、国と連携しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○工事第二課長 等々力樋門について追加でお話しさせていただきます。

過去の説明もございましたが、樋門を閉めるということは、イコール内水が必ず起こるということになってございまして、住宅地に降った行き場のない水が多摩川に排水できずにそのままあふれてしまうということがございますので、溢水が始まってきた、あるいは

逆流が始まってきたという周りの状況を見ながら樋門等を閉めるような形をとってごさいます。

今回につきましては、谷沢川にかかわる多摩川あるいは下野毛排水樋門等がかなり上がってきたということで先に閉めたということもごさいます。また、台風が近づいてまいりまして、かなり暴風域が近づいたことになりましたものですから、一時的に避難することになりましたので、一斉に樋門を閉じるという形をとりましたもので、それで等々力のほうも向かったんですが、残念ながらそこまでは向かえなかったということでごさいます。等々力のほうについてはその時点では明らかな大きな逆流等がなかったということでごさいます。以上でごさいます。

○住民11 上野毛2丁目の●●●と申します。

今回、床上浸水で半壊の指定になっていまして、困ったことになったんですけども、当日から今までで多分いろいろ御尽力されていると思うので、それについては感謝して、ありがたいと思っております。

専門的なことはわからないので、今回のようなことがまた起きた場合、次回はどうなるんでしょうか。対策はどういうふうにして、同じような災害が起きた場合はどういう対策をして、どのように今回より軽減されると想定されるのかということをお伺いしたいです。これから先の区の対応する計画等、当面の対応というのは書いてあるんですけども、具体的にどんなことがあるのかわからないので、教えてください。

○副区長 先ほど来お話をいただいております、皆さん、来年同じことが起こったらどうなるんだということのご心配が一番だと思っております。この間、お話のありました、例えば無堤防地域でありますと、これはもう整備をするということは決まっております、整備に入りますけれども、ただ、来年の出水期までにそれができ上がることはないので、そうしますと、今、女性の方がおっしゃったように、さまざまな土のうの積み方の工法がいろいろございます。あそこの部分に今回十分な土のうを積みなかったというのは私どもの不手際だと思っております。ですから、しっかりと十分な量をあそこ専用で、堤防が整備されるまでの間に用意するということについて、今、京浜さんとやりとりをさせていただいているところでございます。

また、樋門、樋管の操作だとか、例えば樋門、樋管のメカニズムで、今日ご説明させていただく中で、閉めれば内水氾濫が起きる可能性があるし、閉めなければ多摩川から逆流をするという、それも被害が大きくなる可能性がある。こういうことについては検証委員

会を開くと申しあげましたけれども、どういう形で整理をし、皆様にどうやって知らせていくのかということについて、これから来年の出水期までには整理をしていきたいと思っております。

また、排水ポンプも今、十分な量の排水ができない体制にございますので、何とか用意をしていくというつもりで今準備を進めております。

また、先ほどありましたけれども、避難所の開設、これも実際の今回の水害時の避難所運営というのは、地震時の避難所運営とちょっと違うということで、大変混乱を皆さんに与えてしまったということも反省しております。ですから、避難所の開設、それから運営について、これもしっかりと整理をさせていただきたい。

また、今日余り出ませんでしたけれども、防災無線が聞こえない、何を言っているのかわからない、聞こえてきたところでどこに行けばいいんだというようなご指摘も大分いただいております。こういったことも、情報の出し方、これらもしっかりと整理をしていきたいと思っております。

いずれにしても、お話がありました中で、樋門、樋管の構造の問題であるとか、河川の河床の掘削の問題であるとか、これは国がやっていただかなければできないこともありますけれども、そうした問題も今回を機にしっかりと国と議論して、すぐに完全に安心な状態に行くというのは、やっぱり来年の出水期までにできることと、その先、中長期で対応していかなくちゃいけないこととあると思います。そういったことについてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

途中でお話がありましたけれども、本当に水害が多発するようであれば、スポーツ施設を堤内に持っているというのは大丈夫なのかという御議論もやっぱりあるんだと思います。そういったことも含めて、ただ、世田谷区にとって堤防の中にある河川敷のスポーツ施設は本当に貴重な空間ですので、これはぜひ維持したいと思っておりますけれども、やはり全体として水害、今回は破堤しませんでしたけれども、破堤するということもあり得るんだという危機感を持って、しっかりと対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○司会 では、ここで一旦、全体の説明会は閉会させていただきます、10分ほど準備の時間をいただきまして、会場前方で個別のご相談やご質問を受け付けたいと思っております。では、支所長、閉会をお願いします。

○玉川総合支所長 皆様、本日はお寒い中、また、年末のお忙しい中、住民説明会に御参

加いただきありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえまして水防対策に取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。

午後4時5分 閉会